

【注意喚起！】

不審業者にご注意ください！

現在、以下のような内容をかたる業者が当JA管内の個人宅を訪問しています。

JAの建物更生共済等に参加していれば費用負担なく建物の修理ができる旨を説明し補修を勧誘。

建物更生共済金等の支払いは、JAが窓口となり建物の状況等を確認のうえ対応しており、業者が直接対応することは決してありませんので、不審な訪問があった場合には、お断りいただくとともに支店へご連絡ください。

なお、JA職員が訪問活動を行う際には顔写真入りの職員証を携帯しております。

JA 広島中央